

舞鶴都市計画地区計画の変更

安岡地区 地区計画

(舞鶴市決定)

平成 20 年 8 月 27 日

舞鶴市告示第 175 号

舞 鶴 市

舞鶴都市計画 地区計画（舞鶴市決定）

安岡地区 地区計画を次のように変更する。

名 称		安岡地区 地区計画
位 置		舞鶴市安岡町
面 積		約4.6ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、舞鶴市東地区の東部にあって、ＪＲ東舞鶴駅の東方3.8kmに位置し、土地区画整理事業により、必要な道路、公園等の公共施設及び宅地の整備が行われた地区である。 このため、今後行われる建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在や敷地の細分化等を防止し、良好な居住環境を有する住宅市街地の形成を図る。
	土地利用の方針	当地区は、良好な居住環境を有する住宅市街地としての土地利用を図るとともに、一般府道高浜・舞鶴線及び地区内の12m道路等の沿道以外の区域については、戸建専用住宅を主体とした土地利用を誘導する。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により整備される地区内の道路、公園等についてはその維持・保全を図る。
	建築物等の整備方針	1. 専用住宅地区 閑静な専用住宅地区として良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 2. 一般住宅地区 良好な居住環境を有する住宅地であるとともに、住民の利便向上のため、店舗、事務所等の立地を図る区域として、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	専用住宅地区	一般住宅地区	
				(第1種低層住居専用地域)	(第2種中高層住居専用地域)
		面 積	約3.0ha	約0.5ha	約1.1ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建専用住宅。 (2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3第6号及び第7号の用途に供する床面積の合計が50㎡以下のもの。 (3) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、宅配取次所、クリーニング取次所又はたばこ店の用途に供する床面積の合計が50㎡以下のもの。 (4) 地区集会所 (5) 前各号の建築物に付属するもの。		—	—
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡		同左	同左
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.2m以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分のうち、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫。 (3) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物。		同左	同左
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは10m以下で、かつ、軒の高さは、7m以下でなければならない。		—	建築物の高さは13m以下でなければならない。
	かき又はさくの構造の制限	かき、さく又はへいの高さは、地盤面から1.6m以下でなければならない。ただし、生垣又は門はこの限りでない。また、ごみ集積所に接する場所については、かき又はさくの構造の制限を適用しない。		同左	

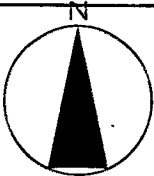
「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

【 変 更 理 由 】

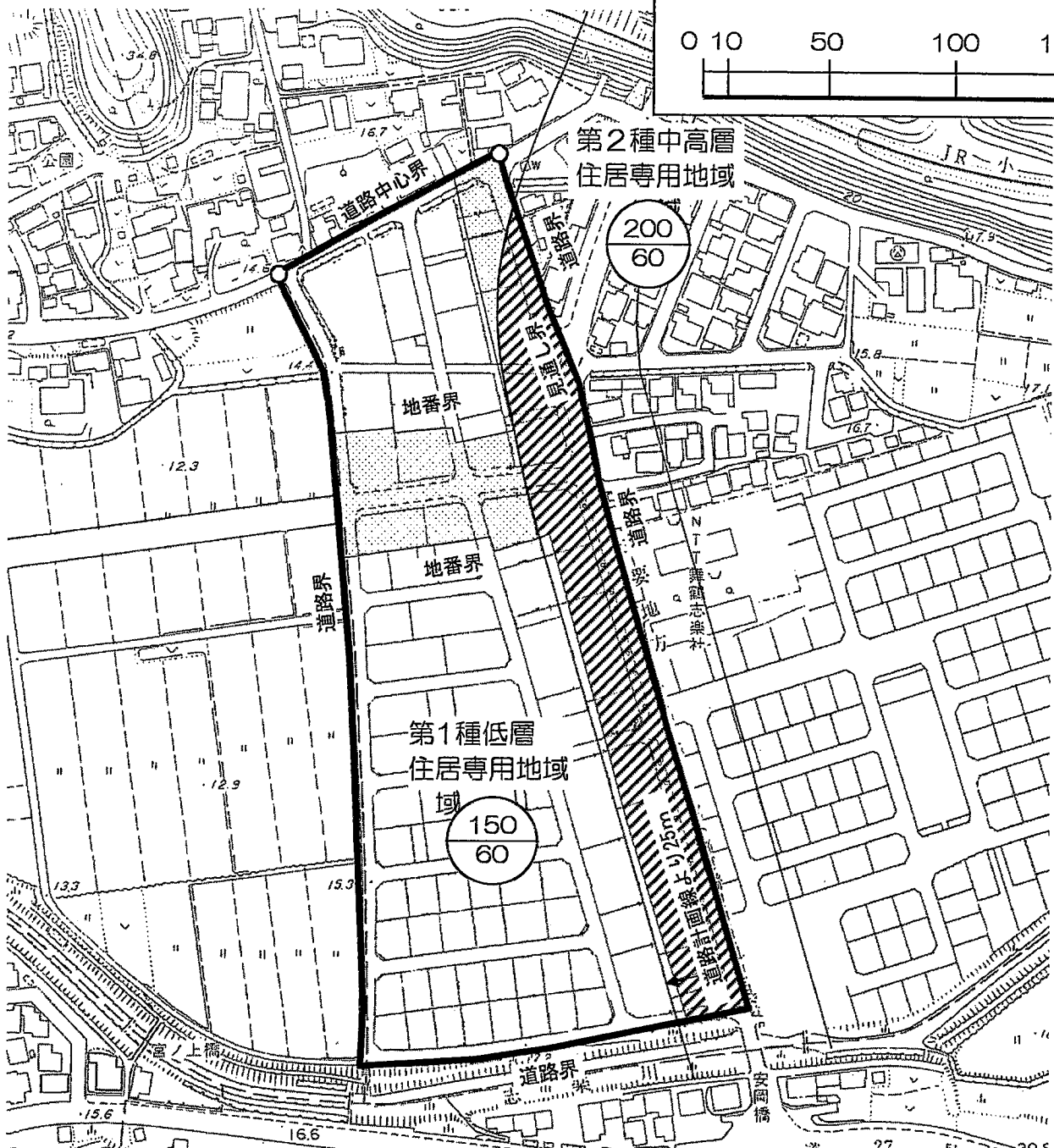
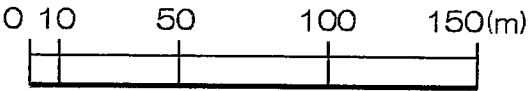
今回の変更は、地元からの提案を受け、地区集会所の建設を可能にするため地区計画の変更を行うものである。

舞鶴都市計画地区計画
安岡地区 地区計画

計 画 図



縮尺 1/2,500



凡 例

地区計画区域 (地区整備計画区域)		
地区の細分	専用住宅地区	
	第1種低層 住居専用地域	
	第2種中高層 住居専用地域	

